

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (30. 2 定)			
日 時	平成 30 年 6 月 25 日 (月)	開 議	午後 1 時 30 分
		散 会	午後 5 時 01 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、中村（吉宏）副委員長、高野・松田・斉藤・濱本・面野・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に高野委員、面野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、千葉委員が斉藤委員に、林下委員が面野委員に、川畑委員が高野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎勤労青少年ホームにおけるアスベストの不適切処理について

まず、確認をさせていただきたいと思います。勤労青少年ホームにおけるアスベストの不適切処理についてですが、これまでの答弁で森井さんは、ホーム職員の剥離行為について、大気汚染防止法その他の法令に抵触するおそれがあると認識したのは、5月17日であるという答弁をされていますが、それでは剥離行為があったことそのものを認識されたのはいつですか。

○（生活環境）次長

5月17日木曜日11時10分でございますけれども、生活環境部長と私とで、職員の剥離行為が大気汚染防止法に抵触する可能性が強まったということで説明を行いました。この時点で、職員の剥離行為があったことについて、市長が認識したものであるということでもあります。

○斉藤委員

抵触するおそれがあったと認識したのと、剥離行為そのものがあったことを認識したのは同じということですか。

○（生活環境）次長

5月17日に認識したということでございます。

○斉藤委員

4月20日、それから4月25日に打ち合わせがありました。剥離行為があったことそのものについては、既に生活環境部、建設部の間で情報が共有されていたということですが、剥離行為があったことそのものを森井さんが、この4月26日の報告の時点で認識していないというのは、これはどう考えてもおかしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それともう一点。総務部が、この剥離行為があったことそのものを認識されたのはいつでしょうか。

○（生活環境）次長

まず、前段の御質問にお答えいたします。市長には4月20日金曜日でございます。それと4月26日木曜日、この両日に説明を行っております。

まず4月20日においては、ホーム階段裏ひる石の説明、それから平成17年度からの経緯、18年9月からの定期点検、これは飛散のおそれのないものは目視で対応してきたという、こういった件などの経緯を説明し、その応急処置としてビニール養生を行ったこと。それから、早急に大気濃度測定を実施しなければならないため、そのための財政措置について相談をしたところであります。

また、4月26日、この日は大気濃度測定の結果の報告、それから、1階の階段周りの囲い込み工事を行う旨の説明をしております。

以上が説明内容であります。4月20日、4月26日、両日においては、職員の剥離行為に関しては報告をしていなかったものであります。

○（総務）総務課長

総務部において認識した時期ですけれども、5月17日に原部から報告をいただいております。

○齊藤委員

その大事なことを報告しなかったというのが非常に解せないところです。

生活環境部は、4月24日の囲い込み工事の届け出の時点で環境課から、環境課というのも生活環境部の中にあるのですけれども、環境課から大気汚染防止法等その他の法令に抵触するおそれがあると指摘されているながら、4月26日に森井さんにこの件についての報告もしていながら、なぜその剥離行為、法令に抵触するかもしれないという非常に重大な問題であるにもかかわらず、森井さんにも、それから総務部にも知らせしていないと、報告していないと。それで、5月17日だということか。その行為が実際に行われた4月17日、18日から丸々1カ月も、あったという事実そのものを報告しなかったと。こんなことがあり得ているのですかという話なのですよ。隠蔽だと言われても言いわけできない。本当は4月20日か26日に報告していたのではないのかと。していたけれども、それでは森井さんがいろいろ責められて大変だと。報告していないことにしておこうと。そういう話なのではないですか。

○（生活環境）次長

4月26日の報告でございますけれども、4月26日の報告の趣旨は、先ほど答弁させていただきましたが、大気濃度測定の結果の報告、それから、1階階段側の囲い込み工事を行う旨の説明でありました。そういったため、職員の剥離行為に関しましては、市長及び総務部には、この時点では説明をしていなかったというのが事実でございます。

○齊藤委員

その法令に抵触するかもしれないという重大な疑義が出ているにもかかわらず、総務部に報告しないというのはどういうことなのか。

○生活環境部長

この件につきましては、以前にも答弁させていただきましたけれども、法令に違反するかもしれないという状況は、確かに24日に環境課から聞いてございます。ただ、この事例が必ずしも法令に違反しているということではないので、その状況を確認して、その上で報告しようということで、26日の時点では市長には報告していないということでございます。

○齊藤委員

ひど過ぎますよ、そんな。ばかげていますよ、本当に。5月17日、5月17日と言いますけれども、それでは聞きますが、4月24日から、環境課では他都市の事例の調査、それから情報収集を行っていたというのですけれども、具体的には何をやっていましたのですか。5月17日の直前、5月15日とか5月16日とか、この時点で抵触するおそれが極めて高くなったというのですよ。では、その5月15日、5月16日は何があったのですか。何があって極めて高くなったか。何をやっていましたかをお示しいただきたい。

○（生活環境）環境課長

他都市の事例の調査とは具体的に何をしていたかということと、なぜ1カ月近くもかかったのかという御質問だと思います。

今回の大気汚染防止法の違反につきましては、アスベストを飛散させたことではなくて、作業の届け出を提出しなかったこと及び作業に当たっては一定の基準を守らなかったことに対する違反となっております。当初、自治体の職員がみずから自治体の施設のアスベストを除去するといったような事例がないかどうかを調べていたところなのですが、同様の事例は見当たらなかったことから、環境省あるいは北海道と協議をしてきたところなのです。

れども、国や道の担当者も、このような事例は記憶にはないということでした。そのため、違法行為に当たるかどうかについて、あと、違法行為となった場合には行政として、どのような措置が必要かについて慎重に検討を重ねてきたところだったのですが、2点ほど疑義が生じたため、若干時間がかかってしまった経緯となっております。

1点目ですが、試験的な剥離や事故などの故意ではない剥離、あるいはビスどめに伴うごく一部の剥離などにつきましては、法令違反には該当しない可能性が高いということ。

2点目ですが、大気汚染防止法第18条の15に規定する届け出義務の条文において、建設工事においてというような表現が出てくるのですけれども、今回、施設を管理する担当者が施設の一部を修繕する行為になりまして、果たしてこのような行為が一般的な建設工事に該当するものかという疑義が上がりまして、国や道と協議してきた経緯となっておりますが、最終的には法の趣旨から考えて、今回の行為は大気汚染防止法に違反すると判断したものでございます。

○齊藤委員

それで1カ月かかったと、信じられないですね。今の作業をするのに本当に1カ月。今の説明では1カ月というのが、どうして1カ月かかったのか、約1カ月ですね、4月24日から、そこがわからなかったのですが、もう一回、日にちの時点を、どういう作業にどのぐらい日にちがかかって、結局こうなったというふうな、もう少し説明していただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

具体的にいつからいつまでどのような作業を行ったかというのは、詳しくは覚えていないのですけれども、前半はどちらかという、まず違法行為に当たるかどうかについて慎重に北海道や環境省と協議してきたというのが1点あります。

後半の部分は、1カ月というか3週間ぐらいかかったのですが、後半の部分は違法行為の可能性が高いということがわかってきたのですけれども、それに対する行政の措置について、国や道と協議をしまして、最終的には本来政令市なので小樽市で判断するものなのですが、そういう事例がなかったものですから、国や道の助言をいただいて決めたのですけれども、最終的には施設を管理する部署の長である小樽市長に対して、厳重注意の文書を発するのが最も妥当であるというような助言をいただいたので、そのようにしたところでございます。

○齊藤委員

それが5月15日とか16日だったのですか。その施設を管理する市長に対して、そういう厳重注意をなさいと、するのが適当だという通知が来たのが、そういう回答があったのが5月15日や16日で、極めて高くなったということですか。

○（生活環境）環境課長

記憶も曖昧なのですが、5月16日か17日ぐらいのあたりで、違法行為に間違いなく該当するだろうということで、その後、それに対する行政の措置ということで協議してきたところでございます。

○齊藤委員

それが大事なのですよ。その16日とか17日くらいでという、その日付の入った文書などはありますか。

○（生活環境）環境課長

文書のやりとりは国や道とはしていませんので、それはありません。

○齊藤委員

後からで結構ですから、その日付、何日にどういうことがあったというのを、しっかり出していただきたいと思いますが。

○(生活環境)環境課長

わかる範囲内で整理をしてお示ししたいと思います。

○齊藤委員

信じられないことがいろいろ起きているのですが、そもそも職員がそういうことを、自分で修繕するというか、そんなことはめったにあり得ないことなので大変だったのでしょうかけれども、ここら辺は、なぜ5月17日なのかという部分はしっかり検証させていただきたいと思います。

5月15日に私ども公明党にも来たのですが、こういう封筒が来まして、この日付が平成30年5月15日小樽市役所の受け付けです。投函されたのは5月14日、消印が18時から24時となっていますけれども、こういうのが議会に届いたと。内部告発文書ですよ。それで慌てふためいて、これはもうどうしようもないから17日に議会に報告しようということになったのではないかと。そうでもなかったら、きょうの時点で、まだ厚生常任委員会を開いていないのですが、明日ですけれどもね。では、第2回定例会の厚生常任委員会でいいと言っていたのですか。我々議会は、こういうことがなければ今の今まで、このことがあったことすら知らないでずっときたという話になるのではないですか。そんなことになった可能性だってあったかもしれない。それまでほっかぶりして、議会に知らんぷりするつもりだったのかということをしかり、これは議会としても、行政をチェックする立場で等閑に付すわけにはいかないのですよ。こんな大事なことを議会に言わないで知らんぷりされていたら、たまったものではないという思いがありますから、これは確認したいのですが、そういう考えではなかったのですか。再度、答弁をしていただきたい。

○生活環境部長

今回のアスベストというか、ひる石の件につきましては、最終的に23日の検査の結果でアスベストが出なかったということで、健康被害についてもほぼなかったのかなという状況の中で、厚生常任委員会への報告ということで考えてきています。その間、隠蔽とかというお話が出ていましたけれども、ホームの利用者の方などには事情を説明している部分もありますので、別に箝口令とかを引いたわけではないので、報告が遅かったというお話であれば、その辺は反省点かなというの思っています。

今回、報道発表されたというのは、大気汚染防止法違反というものが濃厚になったと。そういう中で、小樽市として注意処分を受けるということがわかったと。その中で、その部分では、このままにはしておけないだろうということで、議会を含めて、報道も含めて、発表させていただいたということでございます。

○齊藤委員

最後に、その処分が、森井さんが自分で森井さんに嚴重注意というのが5月30日ですね。日にちが5月17日というのが、どうにも納得できないのです。5月15日にこれが来たのですよ、この封筒が。それで17日ですね。どう考えてもおかしいのですよ。

最後に、こういう一般市民の生命、健康にかかわる重大な問題を放置して、本当に無責任な行政運営を続けるというのは、森井さんにとっては常習、いつもやっているパターンかもしれませんが、我々は残念ながら、こういうめったにないことを聞いても余り驚かなくなっている。普通は絶対に許されない、本当にあり得ないようなことなのです。それを聞いてもびっくりしないという、我々のこの感じが大変なことだと。本当にこれは市民にとって重大な問題だと。これだけでも即刻辞職に値すると、私はそう申し上げて、私の分の質問は終わりたいと思います。

○松田委員

それでは私から、一般質問させていただいた中から、さらに確認したいことを含め何点が質問をさせていただきます。

◎空き家対策に関連して

最初に、空き家対策に関連してお聞きいたします。

空き家対策の成果目標は、アンケート調査に基づいてとありましたが、アンケート調査は平成27年度の外観目視による空き家実態調査から、空き家として判定した2,423件の中から無作為で450件を選び、その内、回答があった194件により成果目標を立てたとお聞きしていますが、そうすると空き家全体の8%の状況で計画を策定したことになりますが、それは統計的に信頼できるのかどうか、その点について、最初に伺います。

○（建設）山岸主幹

統計的な信頼ということでありませけれども、市でアンケート調査を行う際に参考にしてきたアンケート方法を示した文献によりますと、統計的に推定するのに必要な最小のサンプル数というのがありまして、これが100件程度は必要となっております、今回の194件の回答についての分析結果については、統計上信頼というか標本数としては適当であるというふうに考えております。

○松田委員

それでは次に、空き家等の発生予防対策についての成果目標として、建物の管理の頻度、「何もしていない」、「年1回程度」を、平成33年度までに20%以下にするということから、私はシルバー人材センターの空き家（空き地）見回りサービスなどの利用の周知についてお聞きしましたが、そもそも建物管理とはどのようなものを指し、管理の頻度はどのようにして所有者に確認するのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）山岸主幹

建物の管理とはどういうものかということですが、空き家の管理の内容については、掃除や空気の入れ替え、建物の修繕や補修、建物の傷みぐあいのチェック、草刈りや木の剪定、雪おろしや除雪などの雪の管理など、いろいろありますけれども、適正な管理という意味では、近隣に悪影響を与えないように管理をするということでございます。

それともう一点、管理の頻度をどのように確認するかにつきましては、前回と同様に無作為抽出によるアンケート調査を実施しようと考えております。

○松田委員

平成28年度は34%で、それを5年間かけて20%以下にしようと言っていました、達成度は毎年確認する必要があると思いますけれども、計画初年度の29年度では、どのような達成度になっていたのか。そして、年度ごとの達成度を確認するための調査方法は、同一の方にもう一回やるのか、年度ごとに対象を変えるのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）山岸主幹

空き家所有者に対するアンケート調査につきましては、もともと成果指標設定のために行ったものではなくて、実際の空き家所有者に対しまして、空き家になった原因、空き家の管理の状況、今後の活用などの意向などの意識把握等を目的として行ったものです。このアンケート結果などを参考に現在の空家等対策計画での課題を掲げまして、課題に対する取り組みを設定しました。

成果指標につきましては、所有者等への意識啓発という課題に対し、周知、啓発等の取り組みを着実に進めた結果を確認するための指標としてアンケート調査の建物管理の頻度を用いたものであります。このことから、次期空家等対策計画策定時におきまして、改めてアンケート調査を実施し、達成度を確認、分析し、さらなる課題の抽出を行おうと考えておりますので、年度ごとのアンケート調査を実施する予定はなく、平成29年度の達成度も確認しておりません。

○松田委員

達成度が確認できないで、それで目標までどのように達成したかどうかというのは、最後にならないとわからない

いということでしょうか。

○（建設）山岸主幹

なかなかこの空き家の管理について、毎年同一の所有者に確認するという方法もあるかと思うのですが、空き家がずっと空き家ではないパターンもありますし、それから、その方に周知することによって上がったものが本当に全体の達成度になるのかということもありまして、管理の達成度というのは、なかなか一概にアンケートだけでわかるものではないというふうには考えているのですが、それを取り組みの中で、いろいろ意識啓発の周知、広報ですとか、ことしは固定資産税の納税通知書の中にチラシを入れたりですとか、そういう中で一つ一つ啓発活動をしていって、最終的に確認の意味を込めてアンケート調査をした結果を、また次期の空家等対策計画の中に、それを分析して調査して、さらにどういう形で反映していくかというのを検討したいと考えておりますので、毎年というふうな考えではありません。

○松田委員

何か納得できないようなあれなのですが、次に、同じく成果目標として、特定空家等の除却があり、その一助として特定空家等住宅除却費助成制度がありますが、この点について何点かお聞きいたします。

補助金を申請できるのは小樽市民、すなわち小樽市に住民登録がある人に限るのでしょうか。そこに住んでいないから空き家になるわけで、危険な空き家が解消されるのなら小樽市に住民登録がない人でもいいのではないかと、また、親が住んでいた家が空き家となり、相続人である市外在住の子供が処分困っていることもあり得るのではないかとと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

今、委員がおっしゃったとおり、空き家の所有者が小樽市にいる方とは限りません。この助成制度の対象者につきましては、空き家住宅の所有者、所有者が死亡している場合は相続人としておりまして、市外の方も対象者であります。

○松田委員

あと、助成金の根拠ですけれども、助成金は除却費の3分の1、上限30万円となっておりますが、申請対象の除却費は幾ら以上というふうに下限が決まっているのか、また、1件の助成額を30万円とした算出根拠について、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

除却費の下限ということですが、この助成対象が空き家の除却それだけではなくて、その敷地にある、例えば、門扉ですとか塀ですとか、そういう工作物も除却して更地にするということが条件になっております。それである程度の費用はかかるものというふうに想定をしております、現在既に交付決定されたものも全て上限の30万円が交付決定額となっております。

それと30万円とした根拠につきましてですが、古い住宅でありますと、一般的な規模で約30坪ぐらいというものが標準的なものでありまして、その解体費の相場が1坪当たり3万円程度と考えますと、解体費が約100万円程度となりまして、補助率を3分の1と設定したことから30万円を上限としたものであります。

○松田委員

今年度の補助対象は10件分、300万円ということですが、さきの答弁では、事前審査が12件に対し補助対象となったのは9件であるという御答弁でした。補助対象になるか否かは、どのように決定するのか、申請順番なのか、抽選または危険・緊急性によるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

補助対象者の決定につきましては、さきの議会でも報告させていただいたのですが、先着順で予算に達した時点で受け付けを終了するというようにしております。

○松田委員

それでは、今年度は300万円、すなわち10件分しか予算計上しておらず、計算上ではあと1件分しかできないということとなっています。それで年間20件、5年で100件ということでは除却目標を達成するためには予算額を、今は300万円になっていますけれども、もっと多くしなければならないというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

この助成制度自体が今年度から始めたものでありまして、まだ手探りなところがあります。それで、他都市の同じような助成をしている実態、実績などを踏まえて、今年度は300万円、10件といたしましたけれども、先ほど委員からも御指摘がありましたように、1カ月ぐらいで既に9件ぐらいの申請対象ということになっておりますので、今年度の申請とか問い合わせ状況など、これを把握して、必要があれば来年度以降については増額なども考えていきたいと思っております。

○松田委員

それでは来年度はぜひもう少し予算については考慮していただきたいと思えます。

◎市営住宅の連帯保証人について

最後に1点だけ、市営住宅の連帯保証人問題ですが、一般質問では、住宅確保要配慮者支援については、一般住宅の視点からの質問でしたけれども、市営住宅の募集要項を見ますと、入居に関する諸条件として連帯保証人が必要となっていますというふうになっていました。

そこで、連帯保証人の責任範囲はどのようなものなのか。そして、連帯保証人になれる方は、原則市内に居住し入居者と同等以上の収入がある方となっていますけれども、この連帯保証人になってくれる方がいなくて苦慮をしているという声も聞こえてきます。それで、連帯保証人になってくれる方が市外にしかない場合、要件に合わない方しかない場合は、どのように対応しているのか、この点についてだけお聞きして、私の質問は終わらせていただきたいと思えます。

○（建設）大門主幹

今、市営住宅入居に係る連帯保証人の責任の範囲と、市外に住所等がある場合の対応についてという御質問だったのですけれども、まず、連帯保証人の責任の範囲ですが、市営住宅に入居されますときに、入居者の請書というのを出示してもらいまして、その中で入居者と連帯保証人連名で書いていただくのですけれども、そこに責務をうたっておりまして、内容としては、家賃の滞納その他の行為等により小樽市に損害等が生じた場合は入居者、連帯保証人ともに損害賠償等の債務を弁済すること、これが責務というふうになっているところでございます。

それから、今、保証人の条件として、小樽市内に住所を有する者云々という話があったのですけれども、確かに原則として、保証人の条件としまして、小樽市に住所を有する者、独立の生計を営む者で入居決定者、または入居者と同等以上の収入がある者、未成年者、成年被後見人、被保佐人または破産者ではない者、という条件が、まず示されているところでございます。こちらはもちろん原則になりまして、こちらを擁していただくことになるのですが、どうしてもこの条件に合う方を連帯保証人として立てることができないというふうになりましたときに、小樽市外に住所を有する者または収入が入居者と同等以下である方、この方々につきましては、できれば望ましくはないのですけれども、この方々以外にどうしても連帯保証人を見つけられないときには認めているところでございます。

○松田委員

それでは、確かに苦慮している方もいらっしゃるという声も聞こえますので、しっかり対応していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎小樽市子どもの生活実態調査について

まず、小樽市子どもの生活実態調査について、お伺いしたいと思います。

この間、私も質問等で市内の子どもの生活実態調査をしてほしいと要望していたので、今回、調査することになってうれしく思っています。今回、調査するに当たって、当初よりも増額という予算になりましたが、詳しく分析をするということだったのですけれども、詳しく分析をするということは、具体的にはどのような分析をされるのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

今回、補正予算に計上しております事業費の増額部分の取り組みについてでございますが、基本的にはアンケートの集計結果、こちらを詳細に分析する委託料という形になっております。当初予算に計上しておりますアンケートの対象児童、またアンケートの配布、回収方法など基本的な枠組みというのは変わっておりませんが、当初、分析については直営で実施することを予定しておりますが、この業務を外部に委託することにより、より詳細に本市の傾向を分析できるようになるとともに、この委託事業を行うことによって国の補助事業となりますので、4分の3国の補助が入ってくる、こういうような仕組みになっております。

○高野委員

今、回収の枠組みは変わっていないということだったのですけれども、それらの対象の方は、これまでと変わらないということでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

もともとのアンケートの考え方といたしましては、先行して実施している北海道、札幌市、また、昨年実施しました旭川市、函館市、こちらとの比較検討ということも必要になってきますので、基本的には対象児童、先に実施している小学校2年生、5年生、中学校2年生、高校2年生、こちらに対してアンケート調査を実施するという枠組みは変わっておりません。

○高野委員

◎職員の住居手当について

次に、職員の住居手当について、お伺いしたいと思います。

先日、札幌市で職員の不正受給があったということで報道がありました。本市の職員が不正をしているという疑いを持っているわけではないのですけれども、住民の方から、きちんと確認をされているのかという心配の声がありましたので、何点かお伺いしたいと思います。

本市の住居手当の金額ですとか対象となる項目、そういうのをお示してください。

○（総務）職員課長

住居手当は基本的には、みずから居住するため住宅を借り受け月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員や、扶養親族の借り受けた住宅に居住し、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員、そして、単身赴任手当を支給されている職員で、その配偶者が居住するための住宅を借り受け、これもやはり月額1万2,000円を超える

家賃を支払っている職員が対象となる手当でございます。

その手当の額としましては、月額 2 万 3,000 円以下の家賃を支払っている職員については、家賃の月額から 1 万 2,000 円を控除した額。月額 2 万 3,000 円を超える家賃を支払っている職員については、家賃の月額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1。その 2 分の 1 が 1 万 6,000 円を超えるときは 1 万 6,000 円というふうになるということで、これに 1 万 1,000 円を加算した額になりますので、手当の上限額としては 2 万 7,000 円という形になります。なお、単身赴任者の配偶者に係る手当の額はその半額という形でございます。

○高野委員

この住居手当、例えば、親と同居するというのも本市は対象になるのでしょうか。

○（総務）職員課長

親とか、また配偶者の親と同居しているという職員については、規則で対象外にしております。ただし、いわゆる二世帯住宅というような形で、同じ住所であっても別棟住宅という取り扱いができるものについては支給対象としてございます。

○高野委員

それでは、手当を受けられている方の家賃の支払い、例えば、領収書ですとか、そういう書類の提出などは定期的に行われているのでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、最初に住居手当の支給を受けようとする場合は、住居届に契約書の写しを添付させております。これが親族間の契約の場合は、その契約書の写しのほかに家賃の振り込み記録や領収書など直近の家賃の支払いを証する書類を添付させております。

なお、平成 28 年度からは、新規の親族間契約の場合は 1 年間の家賃の支払いを証する書類の提出を求めている取り扱いにしておりますが、これ以外には定期的な確認は行っておりません。

○高野委員

定期的に行っていない部分もあるということだったのですけれども、今回の報道を受けて、定期的に確認をしようというような見直しですとか、そういうことは考えているのでしょうか。

○（総務）職員課長

現在、札幌市の住居手当の不正受給問題を契機として、本市においても、親族間における住居手当の実態調査を今、行ってございます。その結果を踏まえまして、住居手当の定期的な確認などについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

今、実態調査を行っているということですね。

◎勤労青年ホームのアスベスト問題について

次に、勤労青少年ホームのアスベスト問題について、お伺いしたいと思います。

現在、本市が管理している囲い込みやひる石を含むアスベスト、学校も入れると何カ所になるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

本市の市有施設において、吹付けアスベスト、吹付けひる石が施されていますのは、学校を含めまして 38 施設になります。

○高野委員

今、38 施設あるということでした。その 38 カ所の施設は定期的に点検はされていたのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

点検についてですが、学校以外の市有施設については 3 カ月に 1 回、その施設の施設管理者などが点検しており

ます。

○（教育）施設管理課長

学校施設のアスベストの点検につきましては、学校施設の周囲施設と同じように3カ月に1回、点検をしております。また、ひる石につきましては、施設管理課職員により年に1回の該当箇所の点検を実施しているほか、学校と連携をいたしまして、劣化の状況が見つかった場合には学校から連絡をもらいまして、教育委員会として確認をすることとしております。

○高野委員

今、3カ月に1回点検しているということでした。

先日の本会議の生活環境部長の答弁で、職員が1%なら大丈夫だと判断して剥離行為を行ったということで、後で確認したら1%でもだめだったということがあったというような話がありました。

点検はアスベストの含有量に基づいて行われているとは思いますが、そこにきちんと基づいて点検が行われていたのか、再度お答えください。

○（建設）建築住宅課長

点検結果の報告日よりですが、毎年1月ごろに建設部から各施設管理者へ配布しており、その文書の基準が0.1%である旨は明示しておりますけれども、それだけでは伝わりづらいので、今後この基準の周知徹底をしていきたいと考えております。

○高野委員

定期点検が行われていたということですが、先ほど答弁があったのですが、1月23日の建設部から、アスベストが含まれる施設に、各部署に、定期点検の結果の提出について書類が送付されていたと思います。その書類を私も見ましたが、参考欄に0.1%以上含有する場合は、飛散防止の除去や囲い込みが必要なことも記載されていまして。書類に書かれていても、今回のことが起こってしまったのは、先ほどの答弁もありましたが、やはり2006年のアスベストの含有量が1%から0.1%に変更になったことが徹底、きちんと周知されていなかったことやアスベストに対しての職員の認識が、アスベストに関しての徹底というか、そういうことがしっかりなされていなかったことが、今回の不法行為に当たるような形になってしまったのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

委員のおっしゃるとおりでありまして、今回の件が起きた一因としては、アスベストについての周知が徹底されていないことが一因でありますので、建設部としましては、アスベストの周知、それから緊急時の対応マニュアルについて、必要であると考えておりますので、今後庁内アスベスト対策委員会の中で、その周知方法やマニュアルの作成方法を吟味して進めていきたいと考えております。

○高野委員

今、庁内アスベスト対策委員会でも、きちんとマニュアル化して、今後対策をとるということでありました。今後このような問題が起こらないように、例えば、人員配置が変わって、人が変わったとしても、引き継ぎ、引き継ぎ等もしっかり行っていただきたいと思われ、周知徹底をしていただきたいと思われ。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

まず、過去5年間の児童数と放課後児童クラブの利用人数をお知らせください。

○（教育）生涯学習課長

登録者数については、平成25年度は児童数5,098人、放課後児童クラブ登録者数599人。26年度は児童数4,908人、登録者数596人。

27年度からについては、児童福祉法の改正により、従来小学校3年生までの利用から小学校6年生までに引き上げたことから、27年度は児童数4,705人、登録者数665人と、登録者数が増加しております。28年度は児童数4,548人、登録者数709人。29年度は児童数4,470人、登録者数741人となっております。

○高野委員

今、お話があったように、児童数はこの5年間で700人以上減少している中、放課後児童クラブを利用されている人は100人以上増加しているという、現在は700人以上が放課後児童クラブを利用しているというような状況がありました。

今、お話があったように、放課後児童クラブを利用されている児童がふえています。2018年5月、定員増になっている開設場所というのはあるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今年度の5月1日基準で定員を超えている放課後児童クラブにつきましては、幸小学校、朝里小学校、潮見台小学校、奥沢小学校の4校の放課後児童クラブとなっております。

○高野委員

今、4校でなっているということがありました。つい先日も、勤労女性センターの放課後児童クラブに関しても、ことしは定員増になって、物品庫の部分を拡張して定員内にしたというようなことも出されていきました。今、その定員よりも多くなっているという学校、幸小学校、奥沢小学校、潮見台小学校、朝里小学校もそうですが、今後の対策というか、そういうことはどのように考えているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました定員を超過している放課後児童クラブの対応につきましては、現在、各放課後児童クラブの利用実態をきちんと確認した上で、平均利用人数が定員を超えている場合において、新たなクラブの開設が必要であるものと考えております。現在、開設に向けて準備を進めておりますが、開設させるためには支援員の確保が必要であり、確保には現在、非常に苦慮している状況であります。そのため開設に向けて支援員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

人数を確認していろいろ考えているということだったのですが、やはり全国的なことにもなるのですけれども、本市も法改正が行われて、放課後児童クラブが6年生まで利用できるようになりました。それで、4年生や5年生の高学年の方で利用するという方も今ふえている状態です。先ほど話があったように、4校では定員オーバーになってしまって大変というような状況があるので、今後、しっかり子供たちが利用できるように、きちんと整備をしたり確保するというのを、今後しっかり考えなければいけないと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

私ども子育て支援に関連しましては、現在、子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、放課後児童クラブの施設整備も含めまして進めているところですけれども、平成29年度に行いました当該計画の中間年の見直しにおきましても触れておりますが、引き続き開設場所の施設整備や改修なども含めて、現状の受け入れ施設の維持、確保を図るほか、それぞれの地域での需要状況を注視しながら、先ほど答弁にもございました支援員の確保という問題もあります。必要に応じて学校の空き教室のほか、地域における公共施設での開設の可否も検討していくといったことなど、放課後児童クラブを所管する3部3課が、これまでと同様に情報を共有しながら連携協力して、課題解決ですとか受け入れ体制の確保に努めたいと考えております。

○高野委員

そもそも5年前は放課後児童クラブの開設場所が24施設あったわけですね。でも、現在は16施設と減少しているわけです。それは学校の統廃合などの影響もありますけれども、やはり今は共働きですとか、そういう環境も変

わってきていますし、子供が利用したいというような状況がふえているので、先ほど公共施設等の利用も考えたいという話もあったのですが、子供たちが安全に安心して過ごせるような放課後児童クラブを本当にしっかり考えていただきたいと思います。勤労女性センターの放課後児童クラブに通っている子供は、2週間に1回しか体育館を利用できるかできないかというような状況もあるわけですから、やはり子供たちが安全に安心して過ごせるようにしっかり考えて、今後、検討していただきたいと思います。再度お答えいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

繰り返しになりますけれども、小樽市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして進めておりますので、今後、今の計画が平成31年度までの計画になっておりまして、また今年度から来年度にかけて次期の計画の見直し時期に、それとあわせてニーズ調査等もやっていく予定でございますので、この放課後児童クラブのニーズも、そういったニーズ調査などを踏まえまして、より安全で安心な、それから、今、委員がおっしゃるような、体育館などの利用についても配慮して、事業について検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎議案第8号小樽市中小企業振興基本条例案とそれに関連する補正予算について

議案第8号とそれに関連する補正予算について、お聞きします。

まず、条例案第4条を読み上げてください。

○（産業港湾）産業振興課長

第4条は、市の責務でございます。

第1項「市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。」。

○小貫委員

それで、今の部分に関連して、中小企業の実態調査については、検討委員会の中で、どんな議論になって、結論がどうだったのか示してください。

○（産業港湾）産業振興課長

検討委員会の中では調査についての具体の議論というものは行ってございません。

○小貫委員

補正予算も同時に提案されていますけれども、その中では、実態調査の予算の計上がされていませんが、今年度は必要ないと考えているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

調査につきましては、要望書をいただきました北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽商工会議所、こちらと条例制定準備会ということを設置いたしまして、その中でも検討してまいりましたが、まずは条例の制定を先行させるということで、これまで取り組みを進めてきたところでございます。

ただ、現状把握の重要性につきましては認識してございますので、条例施行の際に設置を予定してございます振興会議、こちらにお示しをしながら取り組みを検討してまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

いや、それで今年度、市としては必要ないと考えているのかどうかという部分をお答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

繰り返しになりますけれども、条例施行の際に設置を予定してございます振興会議、こちらにお示しをしながら取り組みを検討したいということでございます。

○小貫委員

今度は第 6 条にいきます。

事業活動には、通常の経済活動のほか企業の進出、撤退の意味合いも含むとあります。このように解説が加えられた経過を説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

第 6 条は、大企業者の役割ということでございますけれども、大企業者は、取引、雇用といった地域社会や中小企業に対し、大きな影響力を有してございますので、役割として規定を設けたものであり、このたび逐条解説を作成するに当たり、大企業の進出、撤退、こちらも大きな影響がございますので、条文の理解に資するよう逐条解説に規定をしたというものでございます。

○小貫委員

ただ解説に加えられてはいますけれども、条文には明記されていないわけで、どのようにこの実効性を担保していくつもりなのかお答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

この条例は、罰則等を設けるといふふうなものではございませんけれども、地域全体で中小企業振興に取り組むための共通の基盤となり得るものでございまして、理念や基本的な考え、これを示すものでありますので、今回作成した逐条解説をあわせてお示しすることで、理解に資するよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

第 13 条に移りますが、この第 13 条の中小企業者というのは、第 2 条で定義されている中小企業でよろしいのかどうか。

○（産業港湾）産業振興課長

第 2 条に定義をしているというものでございます。

○小貫委員

あわせて、この第 13 条の解説について、第 1 項の部分について読み上げてください。

○（産業港湾）産業振興課長

解説、「第 1 項では、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律やこれに基づく国や北海道の方針のほか、本市では「地元で調達できるものは、地元で発注する」ことを基本的な考え方とし、市が行う工事の発注や物品の調達等においては、公正な競争性を確保しつつ、地元企業からの調達に配慮することとしており、中小企業者等の受注機会の増大に努めることを確認的に規定しています。また本市では、中小企業者の健全な育成を図ることなどを目的として結成される共同企業体に対し、「小樽市共同企業体取扱要綱」に基づき、一定金額以上の工事について発注することが可能となっております。」というふうなことで逐条解説には載せてございます。

○小貫委員

今の二つをあわせ持つと、この第 13 条の中身というのは、市の要は仕事の発注というのは、市内業者への受注機会増大に努めると、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

そうなるので、例えば、現在、既に市外業者へ拡大している発注を、今後どのように直していくのかということが必要になるのですけれども、一例でいくと、共同企業体の除雪業務。これは市外業者でも登録可能ですが、これが平成 27 年度にさらに登録要件が緩和されたわけですね。そういうことで、この登録と第 13 条との関係について、

今後どのようにしていく予定なのかお答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

繰り返しの部分もあるのですが、本市では、市が行う工事の発注や物品の調達等においては、公正な競争性を確保しつつ地元企業からの調達に配慮することとしており、本条例案では中小企業者等の受注機会の増大に努めることを確認的に規定したものでございます。

個々の事案につきましては、こうした考え方を基本に置きながら、それぞれの事案の内容を踏まえながら発注などを行うということを考えてございます。

○小貫委員

先ほど大企業の分の実効性の話もしましたが、確かに理念条例ですが、既にある制度も見直して、例外というのを極力なくしていかないと、条例の実効性の意味がなくなっていくと、私は思いますので、その辺はさらなる検討が必要ではないかなと思います。

この除雪の問題で言えば、7ステーションと3社構成ということも含めて、見直しが必要なのではないかということは、意見として述べさせていただきます。

◎財政について

次に、財政の関係に移ります。

本会議での財政部長の答弁で、財政が悪い方向に向かっているということについて、訂正したいという申し出もあったのですが、結局、ここのところ財政は厳しさを増しているという見解なので、本会議で言葉が足りなかったのだろうけれども、内容としては変わらないということで捉えていいのでしょうか。

○財政部長

小貫委員の代表質問の再々質問の答弁をした中で、議長から促された部分がございまして、端的に悪い方向になっているというふうな答弁をしたところではございますけれども、確かに人口減少、地方交付税の減、そういった一方の中で公共施設の老朽化対策等や他会計の借入金の返済など、依然として財政状況は厳しさを増しているというふうな部分については、実際に感じているところでございます。

しかしながら、一方で決算見込みにおきまして、市税収入が堅強であることですか、あるいは市の人口の減少幅が減少している。こういった明るい方向に向かっている部分もございまして、そういった部分もきちんとお示しした上で答弁すべきだったとは思っておりまして、言葉が足りなかったと思っております。

いずれにいたしましても、一方的によい方向、悪い方向ということではなく、よい方向に向かっている部分もございまして、悪い方向に向かっている部分もあるということで御理解いただきたいかと思います。

○小貫委員

でも、総体的には最後に財政は厳しさを増しているということで閉めていますので、それはそういうものなのだろうなと思って理解をしています。

それで、具体的にもう少し数字を見ていきたいと思うのですが、平成26年度決算と29年度決算見込みの比較を一つ一つ聞いていきたいと思っております。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税について、比較してお答えください。

○（財政）財政課長

実質的な交付税につきましては、平成26年度決算は約189億9,900万円となります。また29年度決算見込みにおきましては約176億6,000万円となりますので、比較しますとマイナス13億3,900万円となっております。

○小貫委員

もう一つが地方消費税交付金、これについても比較を示してください。

○(財政) 財政課長

地方消費税交付金につきましては、平成26年度決算は約16億1,500万円、29年度決算見込みは約24億3,000万円となりますので、プラス8億1,500万円となっております。

○小貫委員

三つ目が、一般会計の年度末市債残高と他会計、基金からの借入残高、これについて合計を示してください。

○(財政) 財政課長

一般会計の年度末市債残高と他会計及び基金からの借入残高の合計額で説明させていただきますと、平成26年度決算は約532億900万円、29年度決算見込みは約498億2,100万円となっておりますので、マイナス33億8,800万円となっております。

○小貫委員

四つ目が財政調整基金と特定目的資金基金の合計金額、これについても比較を示してください。

○(財政) 財政課長

財政調整基金と特定目的資金基金の合計額につきましては、平成26年度決算は約37億1,500万円、29年度決算見込みは約51億9,400万円となりますので、プラス14億7,900万円となっております。

○小貫委員

やはり今の話を聞いていても、財政部長も言っていましたけれども、国による削減というのが非常に大きいと。地方交付税と臨時財政対策債合わせて13億円という減少になっていると。地方消費税は8億円ふえていますが、これも扶助費が増加しているのと、どれだけ実質的な増額となるのかという部分もありますし、一方で、借金は少し減らしているのですけれども、厳しいと言いながら積み立ては積み上げていると。何で厳しいのにここまで積み上げてきたのか、理由を説明してください。

○(財政) 財政課長

積み立ての部分ですけれども、財政調整基金につきましては、平成22年度決算からプラスになりまして、毎年、実質収支の黒字を確保しております。実質収支の黒字を確保する形になりますと、決算剰余金が発生いたしますので、毎年財政調整基金に一定額の積み立てをしていることによって、財政調整基金の部分については増加しております。

また、特定目的資金基金につきましては、ふるさと納税による寄附とか、あと他会計による寄附などの金額がふえていることによりまして、増加しているものと考えております。

○小貫委員

やはりそういう財政の厳しさというところにいくと、共産党としては、石狩湾新港への投資、あとOBCからの税金をもらっていくこと、こういうことが非常に求められているのではないかなと思います。厳しい財政のもとですから、よく考えて市政運営を行っていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時03分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○濱本委員

◎選挙管理委員会について

初めに選挙管理委員会にお伺いします。

選挙管理委員会の主な事務とは一体どのようなものがあるのか、説明をお願いします。

(「自分たちの仕事の話として聞いてんだからさ」と呼ぶ者あり)

○委員長

どうしましたか。

○選挙管理委員会事務局次長

ただいまの御質問にお答えいたします。少し漠然としていまして、小樽市といたしますか、市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に関しては、投票の方法、選挙違反、その他選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させるというような業務が職責となっております。

○濱本委員

千葉県千葉市、ここの市役所のホームページの中に選挙管理委員会の仕事ということで、選挙管理委員会の主な事務ということで1番から10番まで書いてあります。その中に特筆すべきことは「違法文書図画の調査」とあります。「選挙運動や政治活動における文書図画には、書籍雑誌、新聞、名刺、ポスター、看板はもちろん、映画、電光文字、ホームページなども含まれます。これらの文書図画の掲示は、選挙の種類や時期、掲示する者（候補者や政党等）などで異なり、公職選挙法に細かく規定されています。区選挙管理委員会では、市民等から通報のあった文書図画の掲示について、現地調査を行い、問題のあるものについては関係者に注意を促すとともに、悪質なものは所轄警察署へ連絡しています。※違反取締は所轄警察署の権限となります。」というふうに書いてあります。

選挙管理委員会にお伺いしたいのですが、選挙管理委員会として、こういう違法文書図画の調査、こういうことは実績としてやっていると思いますが、その点についてはいかがですか。

○選挙管理委員会事務局次長

一般的な流れとしまして、市民の方などから通報があった際には、現地確認できるものは現地確認を行い、違法のおそれがあると思われるものについては関係者にその旨をお伝えしまして、御対応をいただくようお願いをしているところでございます。

○濱本委員

そういう指摘を行った場合は、その指摘の内容というのは記録してあるのですか。例えば日時、指摘事項、相手、そういうものは選挙管理委員会の中で記録として保存してあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

記録としてはとってございます。

○濱本委員

そこで、我が党の横田議員が平成30年第1回定例会の予算特別委員会の中で、市長の辻立ちの際に使用しているのぼりの違反性について指摘したはずですが、これは市民などからの通報に当たりますか、当たりませんか。

○選挙管理委員会事務局次長

3月の予算特別委員会で横田議員から質問がありました件につきまして、こちらとしては、通報の記録としておさめているものではございません。

○濱本委員

ということは、通報という認識はしていなかった。あくまでも委員会の中でのやりとりということで、通報ではないという取り扱いをしたということですね。

○選挙管理委員会事務局次長

はい、そのような認識ということでよろしいかと思います。

○濱本委員

市民からの通報よりも、もっと議会の中での話ですから重いと思うのですよね。市民からの通報だと電話ひとつですよ、極端に言えば。でも、議会のこういう公の場面で議員が指摘をしたということは、通報以上の重みがあるのではないですか。違いますか。

○選挙管理委員会事務局次長

もちろん委員会で指摘のあった事項につきましては、それはそれで重いという判断をしておりますけれども、申しわけありません、通報処理という中での記録としては認めなかったということで御理解いただきたいと思います。

○濱本委員

ということは、委員会の質疑が終わった後、選挙管理委員会としては、その委員会でのやりとりを踏まえた上で、何らかの行動、行為、そういうものは行ったのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

申しわけありません、今、会議録をこちらで用意してはいたのですが、その際の横田議員の質問の中で、具体的な場所などの指示がなかった部分ですとか、それから、その後の調査というものについて行っておりませんが、いずれにしても、仮に通報というようになりましても、その後、どのような調査といたしますか、ということにつきましては個別の案件になってくるかと思っておりますので、この辺では答弁を差し控えたいと思います。

○濱本委員

独立した行政機関である選挙管理委員会がこういう議会の公の場で、市長が辻立ちをする際に持っているのぼりが公職選挙法違反の疑義があるという、そういう質問をしているわけですよ。それは調査すべき事案ではなかったのでしょうかね。答弁しなくてもいいですけれども、私はこの場面で、第 1 回定例会の予算特別委員会でそういう質疑があった以上は終わった段階で事実関係の確認等すべき事案だったというふうに思いますけれども、今でもしなかったことは適正だった、しなくて当たり前だったと思いませんか。

○選挙管理委員会事務局次長

その後、調査を行ったのか行っていなかったのかに関しても、個別の案件の回答となってしまおうと思われまして、答弁は控えさせていただけたらと思います。

○委員長

委員長から申し上げます。

今の答弁は、質問されていることとは若干違うと思います。適正だったと考えているのかどうかをお答えください。

○選挙管理委員会事務局次長

済みません、繰り返しになりますが、個々の案件についてということでありまして、答弁を差し控えていただきますということになりますけれども、委員会の内容の中で、その後、調査が必要と思われる部分が仮にあったとしましたら、そういった部分の必要はあるかと思えます。これでしないでもよかったですとか、そういった思いを持っているものではございません。

○濱本委員

どうも歯切れが悪くて、よくわからないのですが。

それであれば、一般論として、こういう議会の場で公職選挙法違反についての疑義が質問された後、一般論としてですよ。それが事実かどうか、一般論としては確認するという行為はしますか。

○選挙管理委員会事務局次長

はい、一般論としてでしたので、一般論としては、そのような話がございましたら、事実確認をする必要はあると思っております。

○濱本委員

さて、この予算特別委員会の中で、市長は選挙管理委員会から自身が持つのぼりについての指摘を受けたというふうに答弁されていますよね、確認させてください。

○市長

指摘をという表現をしていなかったと思いますけれども、お話は受けたという答弁をしたと思います。

○濱本委員

お話を受けたというのは、お話というのは具体的にどんな内容ですか。

○市長

これも今までの委員の方々からの御質問でも既に答弁させてもらったかと思いますが、そのような通報があって、それについてのお話をこちらに選挙管理委員会の方が持ってきてくれたというところがございます。ですから、そのように誤解とかを与えかねないということもありますから気をつけてくださいということで、お話を持ってきて来られたというふうに認識をしております。

○濱本委員

普通は、それを指摘というのではないのでしょうかね。

それでは、その時期が、この予算特別委員会の中でも、市長が何か時期がよくわかっていないとかという答弁をしていました。議会で質問をされたときに、やはり正確な答弁をするというのは当たり前の話です。市長は、議会に真摯に向き合う、そういうことも一生懸命におっしゃっているのだけれども、記憶が定かでないからと言って逃げってしまう。では、市長みずから先ほど言ったではないですか、選挙管理委員会は自分たちが記録を持っていると言ったのに、指摘した日時、事項、相手、記録を持っていると言っているのですよ。市長、今から聞いて、正確にここで答弁してくださいよ。

○市長

大変恐縮ですが、この間においては、私から選挙管理委員会に、それについての問い合わせはしておりませんので、この場において、その日をお伝えすることはできません。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

議会で、この委員会で質問されている内容について、正確な答弁をするのは説明員の責任です。市長は正確な答弁ができないのですよ。選挙管理委員会は記録を残していると言っているのですから、市長みずから選挙管理委員会に、私にお話ししたのはいつで、どういう内容でしたかと確認をすれば済むだけの話です。確認をして、ここで答えれば済むだけの話です。

委員長、促してください。

○委員長

市長に申し上げます。

先日も、このことについて同じ質問がありました。そのときも正確には答えられないということでしたが、今回

もまた同じそのことについて、時間が経過した中で、また同じ内容を聞かれています。その間に、そういうことについて調べられたりなんなりしたということであれば、お示しいただきたいのですけれども、議事を進行するために御協力をお願いします。

○市長

大変恐縮ですが、そのときの御質問としては、選挙管理委員会から、そのお話がいつあったのかということとともに、のぼりを掲げて、その後やったのかというお話であったかと思えますけれども、恐縮ですが、それについて選挙管理委員会には残念ながら確認はしておりませんし、のぼりを掲げたことにおきましては、残念ながら日を、何に対してもメモをしておりませんので、そのことについてもあわせてお示しすることはできません。

○委員長

市長からはお示しすることができないというお答えですけれども、それでも濱本委員からは、再度、この日時その他をお求めになられますか。

○濱本委員

はい。

(「自分で聞けば済む話でしょう、そんなもの、誰の話、自分の話だよ。指摘した本人もそっちにいるじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「当事者間で話をすればわかる話だよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

今の議事進行につきまして、市長に再度お尋ねいたします。

市長のお考えとしましては、今、ここに選挙管理委員会の方もいらっしゃっておりますが、選挙管理委員会に今の件につきまして、この場で確認をしてお答えしていただくことは可能ではありませんでしょうか。そうであれば、議事が進むということになりますけれども、いかがでしょうか。

(「誠実に答弁しないとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「総務に聞く必要ないんだって」と呼ぶ者あり)

(「選挙管理委員会は、記録残っているって言ってるんだから。市長は記憶だけで、向こうは記録だから」と呼ぶ者あり)

(「委員長、時間かかるんだから休憩をとってくださいよ」と呼ぶ者あり)

○市長

恐縮ですが、ではその確認する時間をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

それでは、一旦休憩ということにいたします。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 36 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

市長、調べた結果をお願いします。

○市長

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

選挙管理委員会に確認をさせていただきましたけれども、5月28日でございます。

(「中身は、中身は何ですか」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

5月28日で、その内容はどのような内容ですか。

○市長

これについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、そういう通報があって、それについて、一般論としてと、今までも選挙管理委員会でお話されていますが、私の行為においても、そのおそれがあるということで助言をいただいたというふうな認識をしております。

○濱本委員

答弁になっていない。なっていないというか、何だかわからないです。代名詞が多過ぎて何だかよくわかりません。

○委員長

それは質問ではないですか。

(「もう一回答えて」と呼ぶ者あり)

市長、その選挙管理委員会からお話をされた内容について、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。

(「具体的に」と呼ぶ者あり)

○市長

そういう通報があったそうでございます。それにおいては、何か写真等もあわせて送られてきたのかな、どのように選挙管理委員会にそれが渡ったのか私にはわかりませんが、その写真等も含めて確認をされた中で、のぼりについては、今までも小樽市の選挙管理委員会の方々がこの場においても答弁をしておりますが、そのような名前を明記したのものにおいては、一般的にはそのおそれがあるということで御助言をしてくれたというところでございます。

しかし、今までもお話ししていますが、注意を受けたとかということではありません。選挙管理委員会においては現場も見せておりませんし、いわゆる、これが違法だ違法ではないということは判断できないというふうに、その場でもおっしゃっていただきましたので、そのようなお話があったということで、私のところに助言というか、お話をしに来ていただいたというところでございます。

○濱本委員

一般論として、選挙管理委員会にお伺いします。

何らかの通報があったときに、その相手方に対して、関係者に対して、助言という行為は選挙管理委員会の行為の中にあるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

先ほども答弁しましたが、一般的な流れとしましては、市民等から通報があった際には、違法のおそれがあると思われるものについては関係者にその旨をお伝えし、御対応いただくようお願いしております。

○委員長

選挙管理委員会事務局次長に申し上げます。

助言という行為は、選挙管理委員会としてあるのかどうかということでお答えをいただきましたが、再度、御答弁をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局次長

失礼いたしました。助言ということもあります。

○濱本委員

それでは、そういう通報があったときに選挙管理委員会の対応というのは、どういう種類の対応があるのですか。今、助言という対応もありますという答弁でしたけれども、ほかにどういう対応があるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

そのような案件は個々のさまざまなケースにわたりますので、一概には言えないのですけれども、助言であったり、明らかに違法性が低い、強いに分かれて、その旨をお伝えして対応いただく、その中に助言というようなこともあるというようなことでございます。

○濱本委員

選挙管理委員会に、こういう通報があったときに助言という対応もあるということでしたが、その法的根拠はあるのですか。例えば勧告だとか、よくありますよね。注意だとか勧告だとか改善命令だとか、いろいろあるのでしょけれども、助言という行為は、法的根拠があるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

特に法的に助言というようなものが定義されて示されているものはないというふうに思っております。

○濱本委員

では、助言という行為そのものは法的根拠がないと。では、選挙管理委員会がこういう通報があった場合に行う行為の中で、法的根拠があるものはどういうものがあるのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

文書図画の部分でいきますと、まず、先ほども何回か答弁の中でも申し上げたかと思えますけれども、我々を取り締まり機関ではございませんので、我々から明らかに違法とか、そういう判断ができないという部分では御理解いただきたいと思えます。

そういう中におきまして、先ほど申し上げた文書図画を発見した場合の法的な根拠という部分ではありませんが、まず、やはりその当事者に対しまして、先ほど助言という言葉を使わせていただきましたけれども、こういう部分につきましては、法に抵触するおそれがあるですとか、という部分を、あくまでも公職選挙法にのっとってお伝えしていると。その上で我々も現認している部分については、なかなか通報の部分ですので、少ない部分もありますので、もし今後もやられるようでしたら、それはお控え願いたいですとか、その旨、個別の部分ではありますが、そういったお願いはしているところでございます。

○濱本委員

選挙管理委員会が、通報があつて、そのことをもとに助言するというのは、一般論としては、なかなか理解しにくい言葉を使っているとしか思えません。注意喚起ならわかりますけれども、助言というのは、求められて助言はするかもしれませんが、みずからが通報をもとに助言をするなんていうのは、なかなか理解できません。

例えば私が、自分の文書図画、これが公職選挙法に抵触するかしないかを選挙管理委員会に相談しに行くことはできますよ。そのときにそちらは助言をくれるでしょう。だけれども、通報があつた事案に対して助言をするというのは、どう考えても変だと思えますが、そうは思いませんかといったら思いませんという答えなのかもしれませんけれども、助言という言葉はどうも適切ではないと思えますが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局次長

済みません、先ほどの助言という言葉にとらわれている部分がありますけれども、確かに注意喚起という部分もありまして、例えば、個別ではありませんが、候補者の皆様にいろいろ注意喚起の文書を流す場合もあります。それから繰り返し助言という言葉にこだわってしまっている部分もあるかもしれませんけれども、例えば、今、濱本委員からお話のありましたように、事前に、実はこういうのはどうだという部分がありましたら、

そういうのは我々としましては公職選挙法にのっとって、こういう規制があります、こういう部分があります、というお話はさせていただく部分があるかと思えます。

○濱本委員

もう余りやっても仕方ありませんけれども、今一度言いますが、通報があつて、その対象者に何かを言ったとすれば、それを表現する言葉は注意喚起ですよ。

例えば、公職にある私だとか候補者が相談に行ったときに、選挙管理委員会が使う言葉は、こういう相談があつたので助言をしましたというのが一般的な使い方ではないですか、と私は思います。

市長自身が注意されたということをかたくなに認めたくないものだから、それを追認するために選挙管理委員会が苦しい答弁をしているとしか思えません、残念ながら。やはり小樽市の市長として、疑義のある行為、行動は厳に慎むべきだし、指摘されたら、それは即やめるべきでしょう。

第 1 回定例会の中で指摘された時点で、もうやめなければだめなのではないですか。5月28日に選挙管理委員会から指摘されましたからって、そうではないのではないですか。ましてこの5月28日の日付をずっとみんな聞いていたわけですよ。その都度、記憶にありません、記憶にありませんと。きょうは記録にあることがわかったから確認できた。これこそが市長としての誠実さを全く欠いているとしか言いようがない。本当にやはりあなたには、市長としての資質のかけらが一つもないと。我々は辞職勧告を出していますけれども、それは、もう消えたわけではない。今でも生きていますよ。あなたはさっさとやめるべきですよ。

それで確認をさせてください。6月20日、この予算特別委員会が中断して再開ができませんでした。市長は6月20日何時に退庁したのですか。

○（総務）秘書課長

6月20日の市長のスケジュールにつきましては、午後4時45分に本庁発で5時から開催されました龍宮神社例大祭に公務として出席しております。

（「言っちゃった」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

龍宮神社の例大祭に出席ということですね。それは公務でということですが、どういう内容だったのですか。

○（総務）秘書課長

内容につきましては、6月5日に市長宛てに出席の御案内をいただいております、出席しているものですが……

（「誰から来たの」と呼ぶ者あり）

龍宮神社からです。祭典の委員長、宮司様の連名で来ております。内容としては宵宮祭の出席です。

内容を具体的に言うと、おはらい儀式、空手披露、松前神楽の演目を見て、玉串奉納、おみこしの魂移し、宮司挨拶、それから市長の挨拶という内容になってございます。

○濱本委員

私の記憶によれば、歴代の市長が、いわゆるそういう宗教行事に公務として出席したという記憶はないのですが、かつての市長で公務として例大祭に出席をした事実はありますか。

○（総務）秘書課長

大変申しわけございません。過去の事例については、今、手元に資料がないためお答えができません。

○濱本委員

過去の歴代の市長は念頭に政教分離ということを考えて、疑義が発生しないように出席しないのですよ、そういうものに、例大祭に。その点だけを見ても、もう市長に市長を続けるというか、市長をやっている資格はないのですよ。ちなみに市長は公務でと言いましたけれども、そういうのは公務に当てはまるのですか。例大

祭に出席することは。

例えば、北海道神宮の例大祭に高橋知事は出席しますか。聞いたことないですよ。教育長、道庁出身者ですが、そういう話は聞いたことがありますか。

○教育長

大変申しわけございません、知事が出席していたかどうかというのは、私は承知しておりません。

○濱本委員

龍宮神社の宵宮祭に公務で出席をされたと明確に答弁をされました。その折に市長は宵宮祭に出席して、挨拶か何かをしたのですか。

○（総務）秘書課長

挨拶を求められておりましたので挨拶しております。

○濱本委員

その挨拶の内容は具体的にどのような内容でしたか。

○委員長

秘書課で把握できていないのであれば、挨拶された市長、直接お答えになって構いません。

○市長

私、当日挨拶させていただきましたが、まずは龍宮神社に榎本武揚公の御子孫が来られたのですけれども、その方が御参列をいただいたことに対してのお礼の挨拶。そして、この間、その地域のこういうふうにお祭りも含めて、一生懸命取り組んでいただいたことに対しまして、関係者の皆様に対して敬意をお伝えさせていただいたところでございます。また、奉納されておりました松前神楽が、皆様も御存じのように平成30年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されましたので、それに伴うお話をさせていただき、また、そのときに松前神楽を踊られていた方々、子供たちがいらっしゃいましたので、その子供たちが一生懸命取り組んでいることに対して、心強さと喜びを表するとともに、これからも若い人たちに郷土の誇るべき伝統として受け継がれることを願っているということで、お話をさせていただいたところでございます。

また、いなほ幼稚園の建てかえのお話も出ておりましたので、そのことについて触れ、市としても、これからも子供たちに対しまして、子育て支援はさることながら子供たちが活躍できる環境づくり、また子育て世代の方々に選ばれるまちとなるように取り組んでいきたいと思っておりますので、それについて御理解とともに、お力添え、御支援をいただきたいというようなことで、お話をさせていただいたところでございます。

○濱本委員

話の内容も、宵宮祭に公務で行くというのも、到底理解できませんけれども、それは別な場面で話をする内容なのではないでしょうかね。

やはり市長たる者はみずからの行動のみずから律する。いろいろな観点で自分の行動が本当に正しいのか。疑いを招かないのか。そういうことを常日ごろから考えていなければだめだと思いますよ。例大祭の宵宮祭に行ったというのは、私としては市長の行動としては非常に軽率な行動だったと。公務と言いましたが、本庁舎から龍宮神社までの移動はどうしたのですか。

○（総務）秘書課長

本庁から宵宮祭までの交通手段としては、公用車で行っております。

○濱本委員

後で、総務常任委員会もありますから、そこでも話をさせていただきますけれども、いわゆるそういう宗教行事に公用車を使っていくというのも、いろいろ疑義のある話です。公用車の運行費用の返還請求を出している裁判もたしかあったと思います、判決はともかくとしても。そういうことを本当に何も考えないでやってい

るところが、あなたは市長失格なのですよ。

それから、市長の後ろにいる総務部の皆さんも、やはりそれはとめなければだめでしょう。軽率ではありませんかと。それが職員ではないですか。市長に振り回されたらだめではないですか。心ある職員の皆さんが、市長が暴走、迷走することに振り回されて犠牲になっている姿。具体的にどれとは言いませんけれども、今の事案を見ただけでも、そうとしか思えないわけですよ。

私は、総務常任委員会もあるので、そのところで質問をしますが、もう一つだけ。

地方公務員法第36条とあるのですが、この解釈によっては、先般、市長が自分ののぼり旗の違法性を合法だということで、部長、次長、課長2人を使って、事例を集めた。もしかしたら、この地方公務員法第36条に抵触する可能性も十分あると思うのですよ。抵触しないというのであれば言うていただければいいのですが。わからないのだったら、わからないでもいいですけども、どうですか。

○（総務）総務課長

先日行いました調査は、私どもとしてはあくまでも議会対応ということでやってございますので、地方公務員法第36条に定める政治的行為の制限という条項に当てはまるものという認識は持ってございません。

○濱本委員

市長は、政務と公務が混然一体だというようなことをずっと答弁していましたよ。そうすると、市長ののぼりの件に関して言えば、公務かもしれないけれども政務かもしれないのですよ。そういうことが議会で指摘されたときに、簡単に議会対応ですという言い逃れは、根底の政務と公務は混在していますというところからいくと、なかなか苦しいものがあるのではないかなという指摘をさせていただきます。

本当に、市長は今のやりとりの中でも、すぐ確認すればできることを引き延ばして、それでこの場をやり過ぎそうとするその態度。それから公務で例大祭に出席するという軽率さ。本当に市長に資質がないということは幾らでもあるのです。枚挙にいとまがないということは、まさにこのことなのです。市長には早く辞職をしていただきたいし、それがかなわないのであれば、来年の統一地方選挙には出馬しないと、早急に意思表明をしたほうがいいですよ。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

それでは、立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎アスベストに関して

それでは、まずアスベストに関して質問をさせていただきます。

まずアスベスト全般に関してですけれども、私たちの会派では、以前からアスベストの危険性や、その取り扱いに十分注意を払って、市の対応をお願いするよう申し上げてまいりました。今回の勤労青少年ホームにおけるアスベストの不適切処理も、これも非常に危険な事例だというふうに考えています。

本市では、内容によってアスベストに対する窓口であったり、所管が分けられていることを踏まえて、今回は予算特別委員会で少し取り扱わせていただきまして、後に詳細は、私たちの会派で厚生常任委員会にまたがって審議を行っていきたいというふうに考えております。

そこで、まず市が管理する施設において、さまざまな方法を用いて、現在アスベストを含有する建材を管理して

いることと思いますが、市の施設でアスベストが使用されている物件について、全体的に把握している部署はどちらになるのか御説明ください。

○（建設）建築住宅課長

本市におきまして、全体的に把握している部署は建設部建築住宅課です。

○面野委員

それでは、先ほど高野委員への答弁で、全部で38施設あるというふうに御答弁をされていたのですが、施設によってはというか、各施設で、人事異動などで管理者が変わるということは多々あると思うのですが、その際、アスベストに関してはどのように情報の引き継ぎが行われているのか、御説明ください。

○（建設）建築住宅課長

各施設で人事異動のときにどういうふうに引き継ぎが行われているかは、正確には把握しておりませんが、建設部からアスベストのある施設を所管している各部署へ、毎年点検の実施と、その結果の報告依頼をしているところです。その報告が来ておりますので、このことより各施設での引き継ぎは行われていると考えております。

○面野委員

タイミング的には最悪どの時点で把握できるという、例えば、何月になるですとか、そういったことは、報告書というのはいつ提出されるものなのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

その報告書は、その年度の年度末に報告をしていただくことになっております。

○面野委員

最悪、年度末までわからないという可能性もあるということでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

そのとおりです。

○面野委員

人事異動後に、直後に、最低でも新任の管理者あるいは数人の方がその施設にアスベストがある、完全に危険な状態でなくてもアスベストを含む建材が使われているということは、やはり人事異動の際に把握していなければ、今回の事案も勤労青少年ホーム館長がいらっしゃらないときに起きて、そこで処理してしまったですとか、もちろん最低、管理者の方は人事異動直後に把握していなければならないと思いますけれども、さらに、ある程度、職員の方も、その施設で職務を行うには、その危険性をしっかりと認知しながら職務を遂行していかなければならない。また、そういったような仕組みを考えるべきだというふうに考えています。

先ほど、周知徹底ですとか緊急時の対応等、マニュアルの作成を考えているというふうにも答弁をいただいたのですが、その辺のアスベストの危険性、除去されずに使用されている施設の認識、またアスベスト処理に関する法令など、やはり管理する方の意識が重要だと考えているのですが、それらを踏まえて、今回の勤労青少年ホームの事例に関して、市長もしくは建設部として、どのような見解を現在お持ちになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

建設部としましても、施設管理者のアスベストに対する意識が重要と考えますので、今後、庁内アスベスト対策委員会の中で、その周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○面野委員

最終的には完全に除去すると、もちろん、こういったような問題は間違いなく起きないというふうに思うのですが、現在も除去されていないアスベストに関して、市長は今後どのような対応が必要と考えていますか。

○市長

この間もさまざまな委員の方から御指摘をいただいている中で、市の現状等もお伝えさせていただいているとこ

ろではございます。現在、本市においては、平成19年に改定された道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方を参考に、吹付けひる石にアスベストが含まれているか否かの定性分析を行わないまま、全ての吹付けひる石について、安定していることを確認するという方法で、今までずっと管理してきているところでございます。

しかしながら、このような案件があったことから、今後につきましては、まず全施設に対して定性分析を行い、吹付けひる石にアスベストが基準値以上含まれているのかを確認して、基準値以上含まれている施設について、計画的に対応していくことが必要だというふうに考えているところでございます。この内容、詳細については、庁内にアスベスト対策委員会がありますので、その中で検討していきたいと考えているところでございます。

○面野委員

管理基準も変わったり、道でも作成しているマニュアルが変わるなど、アスベストに関しても、いろいろな動きがある中で、それらもしっかりと察知しながら、また市の施設に残っているアスベストに関しては、完全除去を目指して、今後取り組んでいただきたいと思います。

◎中央ふ頭の雪処理場の管理体制について

次に除排雪、中央ふ頭の雪処理場の管理体制について、伺いたいと思います。

まず資料要求をした分で何点かお伺いしたいと思うのですが、中央ふ頭基部雪処理場の主な稼働機械台数と延べ時間について明記していただきましたが、まず「※2」、稼働機械の種類ですね。タイヤドーザ、ロータリー、バックホー、これらの機械の役割について、まず御説明ください。

○（建設）雪対策第1課長

中央ふ頭基部雪処理場の主要機械ということで、タイヤドーザー、ロータリー車、バックホーがでございます。

タイヤドーザーに関しましては、中央ふ頭に搬入された雪が海上ではなく、エプロン上に置かれたりする場所がでございます。そこについて、そのエプロン上から陸、陸から海に落とす作業をタイヤドーザーで行っております。

ロータリー車におきましては、同じく陸から海に投入するのですが、タイヤドーザーで海に落とす雪というのは、比較的岸壁等から近いところに落とすこととなりますが、ロータリー車は、さらに遠くに飛ばせますので、岸壁付近の海上で雪の塊ができています場合などにつきましては、ロータリー車で遠くに飛ばすという作業を行います。

バックホーにつきましては、海に落とした雪、それは主に岸壁からロータリー車であったり、タイヤドーザーで落とすのですが、岸壁付近の海上で雪の塊ができていたりしている場合などにつきましては、それを割る作業であったり細かくする作業、もしくは流動化させる作業を行っております。

○面野委員

先日来から中央ふ頭基部のフェンスの破損について、気象状況によって融雪が進まないということでしたが、この機械の内訳からすると、融雪作業をするのはバックホーという認識でよろしいですか。

○（建設）雪対策第1課長

この中でいきますと、バックホーが融雪に近い作業を行うのですが、これのほかに、港内で、場内でポンプで水の循環等を行っております。これも一応、融雪を促進する機械となっておりますが、これらの作業につきましては、雪山ができるまでで、雪山が大きすぎてしましますと、バックホーで壊すこともできませんので、まずは大きな雪山ができるまでの作業ということでございます。

○面野委員

それでは、次に今回示していただきました資料の平成28年度、29年度の主要機械の最大設置台数が、28年度は8台、29年度は9台となっておりますけれども、設置台数に各3種類の機械があると思うのですが、これらの内訳について説明してください。

○（建設）雪対策第1課長

平成28年度におきましては最大で8台の機械が稼働しておりました。この内訳といたしましては、タイヤドーザーが3台、ロータリー車が1台、バックホーが4台でございます。

29年度におきましては、最大で9台の機械が稼働しておりました。この内訳といたしましては、タイヤドーザーが3台、ロータリー車が1台、バックホーが5台ございました。

○面野委員

それでは、フェンスが破損したのが2月24日。その前の5日間、2月19日から2月23日、この間の総計、たしか前回の答弁では8万7,000立方メートル、5日間で受け入れていたというふう聞いていたのですけれども、この間に、バックホーの稼働台数と延べ稼働時間についてお示してください。

○（建設）雪対策第1課長

2月19日から23日の間に稼働しましたバックホーの延べ台数といたしましては21台で、延べ稼働時間といたしましては約450時間ございました。

○面野委員

これは、平均1日4台程度稼働していたという認識でよろしいですか。

○（建設）雪対策第1課長

2月19日から2月23日、この時期に限ってということでございますと、大体四、五台のバックホーが稼働していたということでございます。

○面野委員

このとき既にバックホーの設置台数は5台であったということよろしいですか。

○（建設）雪対策第1課長

先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、2月19日から2月23日の期間に使っていたバックホーは、大体4台から5台、日によって変わりますけれども、そういうことでございます。ただ、これは雪山ができたり、融雪が進まないということで少しバックホーが多かったのですが、中には少ないときもありますので、標準的には2台というふうに考えております。

○面野委員

それでは次に、昨年度は色内ふ頭で排雪の受け入れができないということは、事前にシーズンが始まる前から予測できていた状況だと思います。それに伴って、やはり中央ふ頭への受け入れが例年よりも増加するという推測はしませんでしたか。

○（建設）雪対策第1課長

平成29年度に色内ふ頭雪処理場での雪の受け入れをやめております。これの事前の想定ということでございますけれども、その前の年、28年度につきましては色内ふ頭雪処理場で10万立方メートルの受け入れを行ったという実績がございますので、色内ふ頭雪処理場で受け入れた雪の多くが中央ふ頭で処理することになるというふうな想定はしておりましたが、中央ふ頭での想定受け入れ量がそれらを含めても過去の実績以下というふうなことで想定をしておりましたので、特に受け入れ利用量という面に関しまして機械の台数、配置台数という観点から問題があるとは事前には考えておりませんでした。

しかしながら、中央ふ頭基部雪処理場というのが、その場所や立地条件等から受け入れ量が他の雪処理場に比べ集中していること、また中央ふ頭雪処理場というのは、海上で処理する雪処理場ということなどを含めまして、負担軽減をしなければいけない。また、そういうような意味で、中央地区で新たに雪堆積場が必要であるということも事前の段階で考えておりました。

○面野委員

それでは、先ほど直近でいただいたので、私も中身をじっくり拝見、まだ把握していないのですけれども、先ほどいただいた特記仕様書は、今、お手元にありますか。

平成28年度分と29年度分を見比べているのですが、28年度は特記仕様書の2ページ前に業務説明書というのが添付されていて、29年度は設計数量等総括書というものが添付されているのですけれども、今、用意はできますか。

○（建設）雪対策第1課長

平成29年度の設計数量等総括表ということでございましたら、そのページは、今、開いております。

○面野委員

その中に受入排雪量及び区分という項目があると思うのですが、平成28年度の想定量は69万4,000立方メートルを想定している。主要処理方法は海水循環諸設備となっています。

29年度は、ほぼ倍の149万立方メートルというふうに、説明書の中ではほぼ倍の処理能力と思えるのですけれども、この処理能力を想定しながら機械の台数も一緒に、実際にフェンスが破損してしまうという事態になっていたのは、やはり想定違いだったのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

平成28年度と29年度の処理量、これは設計時の総括表でございますので、設計時の処理量ということについてでございます。これにつきましては、28年度は、累計降雪量が過去に5メートル、約500センチメートルであったときの主に19、18年あたり当時の作業量をもとにした処理量で、当初、これは想定でございますが、想定しておりました。これが28年度でございます。

29年度は、昨年の第3回定例会で補正予算を計上したときにも、原因の説明をさせていただいているのですが、過去5年の作業量をもとにした想定数量という形で、まず、もともとの考え方、設計の考え方が違っております。この違いが数量の違いになっております。その上で、機械の配置、当初の配置台数ということにつきましては、149万立方メートルということで29年度は考えていたのですけれども、24年度、これはこれ以上の雪を受け入れております。そのときの機械の体制と比べても特に変化しているところもないものですから、当然24年度におきましては、流雪防止柵が破損するというような事態は、破損して場外に雪の塊が流出するということもなかったものですから、機械自体としては特に問題はないというふうに考えております。

今回このような事態が起きたということにつきましては、あくまでも場内での融雪が進まずに雪の塊がどんどん大きくなってきた状況の中で流雪防止柵が破損したということで、機械の台数が足りなかったからというようなことでは考えておりません。

○面野委員

ですが、やはり想定量だとしても、500センチメートル降雪量があると想定して約70万立方メートル。では、平成29年度は、過去5年の平均をとって何センチメートルの降雪量で積算をしていたものなのですか。

○（建設）雪対策第1課長

過去5年の作業量をもとに積算しているということで、特に累計降雪量何センチメートルのときの作業量というような形の算出の仕方は、地域総合除雪業務の設計全体にわたってでございますけれども、そういうような設定はしておりませんので、累計降雪量を幾らで想定していたかということにつきましてはお答えのしようがございません。

○面野委員

累計降雪量の件はそういったようなことで、積算根拠を変えたというのはわかるのです。ただ数字上、想定量が倍になっているのに機械は変わらず、予算も入札要件が変わったので、そこも、なかなか金額の部分では比べるのは難しいと思うのですけれども、やはりこの想定量の想定の仕方が大幅に誤りがあったのではないかとこのように

思うのですが、その部分はどのようなのですか。数字と現場が余りにもかけ離れているのではないかなというふうに思ってしまうのですけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策第1課長

当然、想定という形で、気象状況やその他の融雪状況など、その時々にならないと雪の受け入れ量というのがわからないものですから、当然、想定することになると思いますが、平成29年度におきましては149万立方メートル、当初の設計ですと、そういうふうに想定しております。結果として中央ふ頭基部雪処理場で受け入れたのは約150万立方メートル受け入れておりますので、想定としては、そんなに間違っただけではないかというふうな考えは持っております。

また、では、この受け入れ量の機械体制はどうだったかというところでございますけれども、この昨年の機械の当初の考え方というのは、24年度の機械の考え方ともそんなに変わっていないというふうに考えております。ちなみに24年度の受け入れ量というのが約180万立方メートル受け入れておりますので、昨年想定した設計量、実績以上のことを、この機械の中で受け入れているということでございますので、特に乖離があったというふうには考えておりません。

○面野委員

それでは、平成28年度は中央ふ頭基部で実質何立方メートル受け入れたのか、お答えください。

○（建設）雪対策第1課長

平成28年度でございますけれども、中央ふ頭基部雪処理場では約120万立方メートル受け入れております。

○面野委員

想定量だけとれば、昨年のほうが降雪量はおおむね500センチメートルで積算をして、大体495センチメートルでしたか、平成28年度。こちらの想定量は大幅にずれ込んでいる感じがしますし、昨年は実際の想定量と合っているというふうになるのですが、昨年がいいか、おとしがいいかは別にして、この想定量の積算という部分に何か数字をただ、ただ掲げているだけとは言いませんけれども、やはりここに本当の想定量をしっかりと吟味した、吟味というか推計した意味の深さみたいなものは感じないのですが、こればかりやっつけてもあれなので。

次に、中央ふ頭基部のフェンスが破損したときのことをお伺いしたいのですけれども、勝納大橋を挟んで山側と海側があって、どちらが市民用で、どちらが道路管理者用ということは決まっているのですか。

○（建設）雪対策第1課長

海側と山側を挟みまして、主に道路管理者が使うのは山側ですが、特に海側、山側という決めはございません。あるといたしますと、海側はダンプ形式の基準になっていなくて、平ボディと言うのですけれども、来て、自分たちで、雪かきで陸上に落とさなければいけない。その雪を処理する時間、雪を運んで来た車両から雪を落とすのに時間がかかるような車両については、なるべく海側で処理をしてということでございます。

○面野委員

今回、そのエプロンの部分に大量の受け入れされた雪が積もって融雪作業が追いつかなかったというのは、どちら側の部分になるのですか。

○（建設）雪対策第1課長

これはどちら側かと言われますと、両側ということになります。ただ、大きな雪山ができたのは、山側で雪山ができております。ただ、海側も同じように、大きな雪山とまでは言いませんけれども、雪の塊ができて、当然、海側に流雪防止柵は設置しておりますので、そちらが切れたということでございますので、こちらにも影響があったというふうに考えております。

○面野委員

その雪がたまっている中で、一番融雪が進まない状況を感じているのは現場の方だと、管理者の方だと思うので

すけれども、そういった状況を見ながら現場からは融雪を促すための機械の増設ですとか、そういったような相談というのはなかったのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この期間に限らず、融雪がうまく進んでいないというような状況は、平成29年度におきましては、何回かございました。その都度において、現場の担当と市の担当で話しまして、機械の増設は行っておりますので、その旨については対応をしているということでございます。

○面野委員

実際にこのバックホーを、平成29年度は最大で 5 台設置されましたけれども、ほかからさらに持ってくるということは可能なのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

バックホーですけれども、先ほど言いましたように、岸壁内で雪が大きくなる前までは、ある程度有効ですが、雪山が完全にできるような状況になりますと、それによって壊すということも、なかなかできないものですから、特に何台あればいいということはないというふうに考えております。当然、2 台ぐらいが必要な最低限というふうに考えております。その上で、バックホーをふやすことができたかどうか、仮にふやすことができたかどうかという問いでございますと、これは業者が用意できるかどうかというようなことにかかわってきますので、もし業者が用意することができるのであれば、できたかどうかということだけであれば、できたということで、業者次第でございますけれども、できなかったということではなく、できた可能性があるということでございます。

○面野委員

もしバックホーの数がふえれば、融雪作業ははかどるものなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、エプロンの幅とか機械を置ける台数というのも限りがあると思いますので、それにおいては 5 台というのも相当な台数でございますので、若干の融雪は進むかと思っておりますけれども、今回の事態、これが 5 台が 6 台になったからということで、融雪が進まない状況が変わったとは考えられないというふうに思っております。

○面野委員

今回、入り口から、気象状況によって融雪が進まないというふうにお聞きして、いろいろな角度から質疑を行ってきたわけですが、やはりこの計画、想定量の算出の仕方ですとか、あとは融雪能力をいかに高めるかというふうな、そういったような対策も今後考えていただきたいなというふうにも思います。

ただ、新たな雪堆積場を設置するというだけでは、なかなか今の小樽市が抱えている除排雪の問題というのは、それだけで解決できるというふうなことでもないと思いますので、JVを組んでおられる事業者の皆さんもそうですし、雪対策各課も、いろいろと制度について見直していただきたいなと考えています。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時36分

再開 午後 4 時57分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 6 号は否決、議案第 12 号は可決を主張し、討論をいたします。

初めに、議案第 2 号平成 30 年度小樽市一般会計補正予算についてです。

理由は、生活保護システム改修経費です。この改修は、生活保護基準が 3 年かけ全体として引き下げることに伴うものです。2013 年度からの連続引き下げにより、健康で文化的な生活を保障する基準となっていません。

次に、議案第 3 号平成 30 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてです。

後期高齢者医療制度の制度変更について、周知の案内を郵送する費用です。質疑で明らかになったように、一昨年と比べ保険料が 1.5 倍や 5 倍になる方が生まれます。そもそも年齢で医療制度を差別する制度への批判からつくられた軽減措置を医療制度の本質は変わらないのに軽減措置もなくし、負担を高齢者に押しつける改悪です。しかも対象者が 3,200 人弱に対し、案内は 2 万 4,000 人に発送する。対象にならない人からすれば迷惑な話です。

次に、議案第 6 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案についてです。

問題噴出の働き方改革を応援する名目の住民税の個人所得課税の見直し、給与所得控除、公的年金等控除 10 万円引き下げなどを行うものであり、反対です。

最後に、議案第 12 号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案についてです。

この条例案は、自治基本条例に基づき情報を共有することを柱に据えています。ここ数年の除排雪の悪化に対応する内容であり、早急に可決し対策を講じる必要があります。

なお、市長が「僕知らないもん」と答弁し、執行機関の長として、責任を投げ捨てたことはあるまじき言動として広く市民に知らせているところです。

以上、委員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 6 号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに賛成の委員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 12 号について、採決いたします。

継続審査とすることに賛成の委員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 8 号について、採決いたします。

可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

よって、議案第 12 号が継続審査となりますことから、当委員会は閉会中も存置し、引き続き審査することといた

します。

本日は、これをもって散会いたします。